

## 「旅行業法に基づく登録研修機関の不利益処分の基準について」の制定に関する 意見募集の結果について

令和8年1月16日  
観 光 庁

観光庁では、令和7年11月13日（木）から令和7年12月13日（土）まで、「旅行業法に基づく登録研修機関の不利益処分の基準について」の制定に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する観光庁の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも観光行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 実施方法

- ① 募集期間：令和7年11月13日（木）～令和7年12月13日（土）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：e-Gov、電子メール、FAX 及び郵送

### 2. 意見数

提出意見数 2件

### 3. お問い合わせ先

観光庁参事官（旅行振興） 意見募集担当  
電話番号 03-5253-8367

## 御意見及び観光庁の考え方

No.	御意見（原文）	御意見に対する考え方
1	<p>登録研修機関の信頼性を守るためには、法令遵守の意識を高める研修と、違反時の迅速な対応が欠かせません。特に悪質なケースには、行政指導を経ずに処分できる仕組みは重要だと思います。</p> <p>ただし、処分の判断基準や軽減の根拠は、誰が見ても納得できるよう透明性を持って示してほしいです。</p> <p>そしてこの制度を厳格にすることで旅行業界に透明性と信頼が築かれると思います。</p> <p>現場の声も反映しながら、信頼される仕組みになることを期待します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討・立案の参考にいたします。</p>
2	<p>日本は従前より、悪いことをする人の検挙がほとんどされず、かつ検挙されても罰則があまりに軽すぎ、正直者がバカを見るような社会となってしまっている。</p> <p>昨今、訪日外国人が激増し、インバウンド向けのビジネスも活況を呈しているが、一部がとんでもない悪行を行っているのを見聞きする。具体的には、処方薬を大量に免税販売したり、A5ランクの肉と偽って安い肉を販売する、などである。</p> <p>今回の罰則も軽すぎるし、制度の穴が大きすぎる。中国人などが経営する企業では、名義の貸し借りが一般的である。行政処分が下りれば、他人から名義を借りたり、日本で大量にある休眠会社を買い取って同様の悪行を行うことが目に見えている。</p> <p>免許のみならず、ビザの取り消しなども含めた厳しい罰則を期待する。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討・立案の参考にいたします。</p>